

国 住 街 第 55 号
令和 6 年 10 月 4 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長
(公印省略)

液化天然ガスの貯蔵又は処理に供するサテライト施設及び
液化石油ガスの貯蔵又は処理に供する中核充填所に対する
建築基準法第 48 条の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）

2050年カーボンニュートラルの実現や、温室効果ガスの2030年度46%削減目標の実現に向け、天然ガスなどのクリーンエネルギーへの燃料転換が求められている。また、近年の大規模な自然災害等への対応力を強化するため、ライフラインを安定的に確保するための施設を市街地に立地させるニーズが高まっている。

液化天然ガスのサテライト施設（一般の施設の敷地内等に立地し、当該施設へ供給するための液化天然ガスを貯蔵又は処理する施設をいう。以下同じ。）又は液化石油ガスの中核充填所（地域へ液化石油ガスを供給するために液化石油ガスを貯蔵又は処理し容器に充填する施設であり、経済産業省資源エネルギー庁による中核充填所の指定の要件を満たすものをいう。以下同じ。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第48条の規定に基づき、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物として、用途地域に応じて、一定量を超えて液化天然ガス又は液化石油ガスを貯蔵又は処理するものの建築等が制限されている。

しかしながら、周辺市街地に及ぼす影響を低減するための措置がとられた下記に該当する液化天然ガスのサテライト施設又は液化石油ガスの中核充填所については、各用途地域に応じて、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上の有害の度が低いもの等として、法第48条の規定に関する許可制度の活用により建築を認めることが適切と思われるので、運用に当たっては十分留意されたい。

なお、本通知は、液化天然ガスのサテライト施設又は液化石油ガスの中核充填所に係る法第48条の許可に関する一般的な考え方を示すものであるので、建築計画の内容等からこれによることが必ずしも適切でないと考えられる場合は、総合的な判断に基づいて弾力的に運用されたい。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技

術的助言であることを申し添える。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁に対してもこの旨周知方お願いする。

記

第1 液化天然ガスのサテライト施設について

第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域において、次に掲げる基準に適合し、かつ、個別に、当該用途地域における住居の環境、商業の利便を害するおそれがないと認められる液化天然ガスのサテライト施設について、許可の対象とすること。

(1) 安全性

以下の基準に適合することにより、周辺市街地の安全を確保するための措置が講じられていること。

- ① 貯蔵設備又は処理設備の外周から液化天然ガスのサテライト施設が存する敷地の敷地境界に対し、第二種設備距離（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）第2条第1項第二十号に規定する第二種設備距離をいう。以下同じ。）以上の距離を確保すること。ただし、隣地が河川又は海その他これらに類するもの（人が立ち入らず、当該土地等での開発行為が見込まれないものに限る。）であり、周辺市街地の安全を確保できる範囲については、第二種設備距離を敷地境界内に収めなくてもよい。
- ② 貯蔵設備又は処理設備の外周から液化天然ガスのサテライト施設が存する敷地内に存する火気を取り扱う施設（一般則第6条第1項第三号に規定する火気を取り扱う施設をいう。）との間に8メートル以上の距離を確保すること。なお、これによることが困難な場合は、同号に規定する流動防止措置又は連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じること。
- ③ 液化天然ガスの貯槽から2メートル以上の距離を確保して、当該貯槽の周囲に第三者が立ち入ることを防ぐためのフェンス又は塀等を設けること。

(2) 貯蔵量

液化天然ガスのサテライト施設から供給を受ける設備の液化天然ガスの需要量を考慮して、必要な量の液化天然ガスを貯蔵するものであること。

(3) 出入口の位置

液化天然ガスのサテライト施設の出入口は、交差点の近接部、急勾配の道路、バス停の近接部等の自動車の出入りが道路交通の支障となる場所又は自動車の出入りが困難な場所を避け、また、敷地内に搬入車両による充填のためのスペースを確保することにより、極力周囲の居住環境や道路交通に対する影響が少ない場所に設けること。

(4) その他

液化天然ガスのサテライト施設において、高圧ガス保安法、ガス事業法、消防法等の法令により規制を受けない酸素等のガスが、大量に貯蔵又は滞留することのないような措置が講じられていること。

第2 液化石油ガスの中核充填所について

準工業地域において、次に掲げる基準に適合し、かつ、個別に、安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認められる液化石油ガスの中核充填所について、許可の対象とすること。

(1) 安全性

以下の基準に適合することにより、周辺市街地の安全を確保するための措置が講じられていること。

- ① 貯蔵設備又は処理設備の外側から液化石油ガスの中核充填所が存する敷地の敷地境界に対し第二種設備距離（液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）第2条第1項第十七号に規定する第二種設備距離をいう。以下同じ。）以上の距離を確保すること。なお、これによることが困難な場合は、敷地境界と貯蔵設備又は処理設備との間の適当な位置に厚さ12センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁（以下「障壁」という。）を設置すること並びに防火上及び消火上有効な措置を講じることにより、周辺市街地の安全を確保するための措置が講じられていること。ただし、隣地が河川又は海その他これらに類するもの（人が立ち入らず、当該土地等での開発行為が見込まれないものに限る。以下同じ。）であり、周辺市街地の安全を確保できる範囲については、第二種設備距離を敷地境界内に収めなくてもよい。
- ② 容器置場（液石則第6条第1項第三十五号ハの規定の対象となる容器置場に限る。）の外側から液化石油ガスの中核充填所が存する敷地の敷地境界に対し第二種置場距離（液石則第2条第1項第十九号に規定する第二種置場距離をいう。以下同じ。）以上の距離を確保すること。なお、これによることが困難な場合は、敷地境界と容器置場との間の適切な位置に障壁を設置することにより、周辺市街地の安全を確保するための措置が講じられていること。ただし、隣地が河川又は海その他これらに類するものであり、周辺市街地の安全を確保できる範囲については、第二種置場距離を敷地境界内に収めなくてもよい。

(2) 貯蔵量

液化石油ガスの中核充填所からの配送の対象である区域の液化石油ガスの需要量を考慮して、必要な量の液化石油ガスを貯蔵するものであること。

(3) 出入口の位置

液化石油ガスの中核充填所の出入口は、交差点の近接部、急勾配の道路、バス停の近

接部等の自動車の出入りが道路交通の支障となる場所又は自動車の出入りが困難な場所を避け、また敷地内に搬入車両による充填のためのスペースを確保することにより、極力周囲の居住環境や道路交通に対する影響が少ない場所に設けること。

(4) その他

液化石油ガスの中核充填所において、高圧ガス保安法、ガス事業法、消防法等の法令により規制を受けない酸素等のガスが、大量に貯蔵又は滞留することのないような措置が講じられていること。

第3 その他

上記第1及び第2に記載された基準等に係る審査や諸手続き等が円滑に進められるよう、各都道府県等の高圧ガス保安法担当部局等との情報交換を密接に行うことが必要である。このため、液化天然ガスのサテライト施設及び液化石油ガスの中核充填所に係る様々な情報を関係部局間で共有するなど、各関係部局間の日常的な連携を図る取り組みを行うことが重要である。

また、各都道府県等の高圧ガス保安法担当部局は、高圧ガス保安法第62条第1項の規定による立入検査を行う権限を有することから、特定行政庁が保有する液化天然ガスのサテライト施設又は液化石油ガスの中核充填所の技術基準に関する情報提供を行うなど、高圧ガス保安法担当部局との連携に向けた取り組みも重要である。